



三井住友DSアセットマネジメント

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2022年4月28日

世界インパクト投資ファンド

愛称: Better World

追加型投信／内外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)
第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれてありますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

委託会社名

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日

1985年7月15日

資本金

20億円(2022年2月28日現在)

運用する投資信託財産の
合計純資産総額

9兆9,665億円(2022年2月28日現在)

商品分類・属性区分

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年4月27日に関東財務局長に提出しており、2022年4月28日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的



当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主に世界の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色



1 マザーファンドへの投資を通じて、主に世界の株式の中から社会的な課題の解決にあたる革新的な技術やビジネスモデルを有する企業に実質的に投資を行うことで、信託財産の成長を目指します。

- 当ファンドは、「世界インパクト投資マザーファンド」を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。
- 銘柄選定にあたっては、社会的課題の解決（社会的インパクト）に取り組む企業に着目し、個々の企業のファンダメンタル分析等を行い、投資魅力のある銘柄に投資します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

2 実質的な運用は、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーが行います。

- マザーファンドにおける運用指図にかかる権限を、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーへ委託します。

3 毎年2月、8月の10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として分配を目指します。

- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

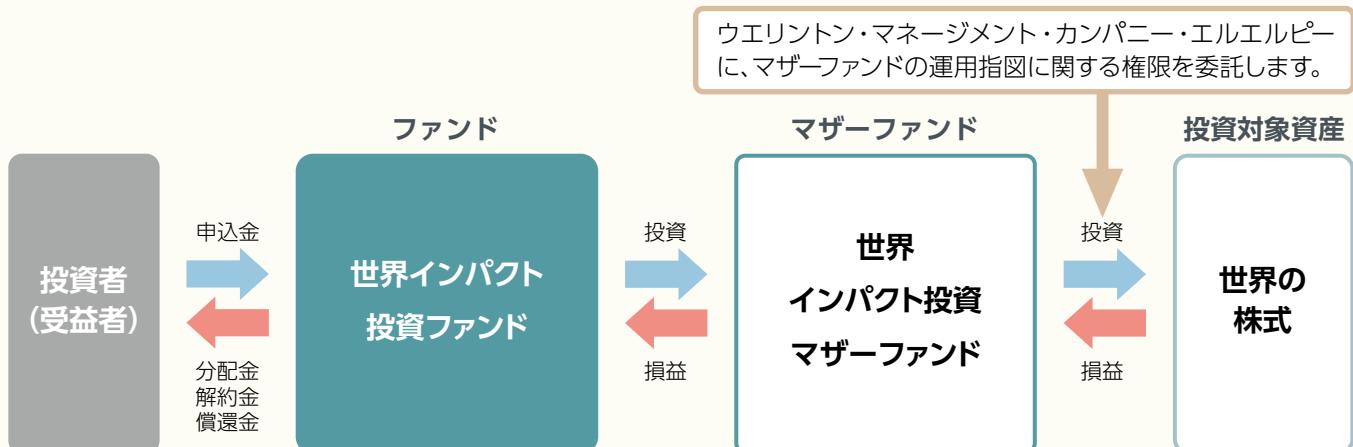
2

ファンドの目的・特色

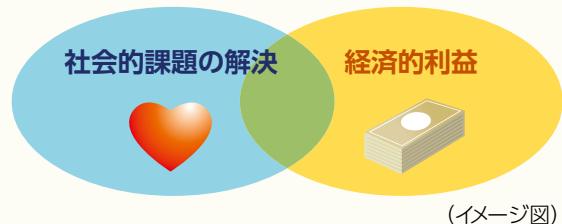
ファンドの目的・特色

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



インパクト投資について



■インパクト投資は、社会的課題の解決と経済的利益との両立を目指す投資活動です。

3

ファンドの目的・特色

▶当ファンドで注目するテーマ

- 当ファンドでは、独自リサーチや、社会的課題解決を目指す様々な会議や検討会への参加を通して、投資テーマを設定します。
- 投資テーマは、「衣食住の確保」「生活の質向上」「環境問題」の3つのカテゴリーの中で、それぞれ3~4種類のテーマを設定し、銘柄選定の際の基本的な枠組みとします。

[社会的課題に関する投資テーマ]



※投資テーマは、2022年2月末現在においてウェンブリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーが独自に設定したものであり、適宜または将来において変更されることがあります。また、上記投資テーマのうち、複数の投資テーマにまたがる事業を行う企業へ投資する場合もあります。

※画像はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

マザーファンドの実質的な運用を行う運用会社について

[ウエリントン・マネージメントの概要]

会社概要	<ul style="list-style-type: none"> ウエリントン・マネージメントは、世界最大規模を誇る独立系資産運用会社です。1928年に米国・ボストンで創業、長年にわたり長期の視点に立ち、高い専門性と強固な運用基盤のもと、世界の金融市場で多様な投資機会を追求してきました。 ウエリントン・マネージメントの運用アプローチは、株式、債券、サステナブル(ESG)投資、オルタナティブ投資、マルチアセット運用、コモディティ、通貨、マルチ・マネジャー、負債対応投資(LDI)、特殊戦略など、多岐にわたります。
拠点	世界に15拠点を展開しています。
従業員数	2,925名(うち運用プロフェッショナル926名)
運用資産残高	約164兆円(約1.4兆米ドル)

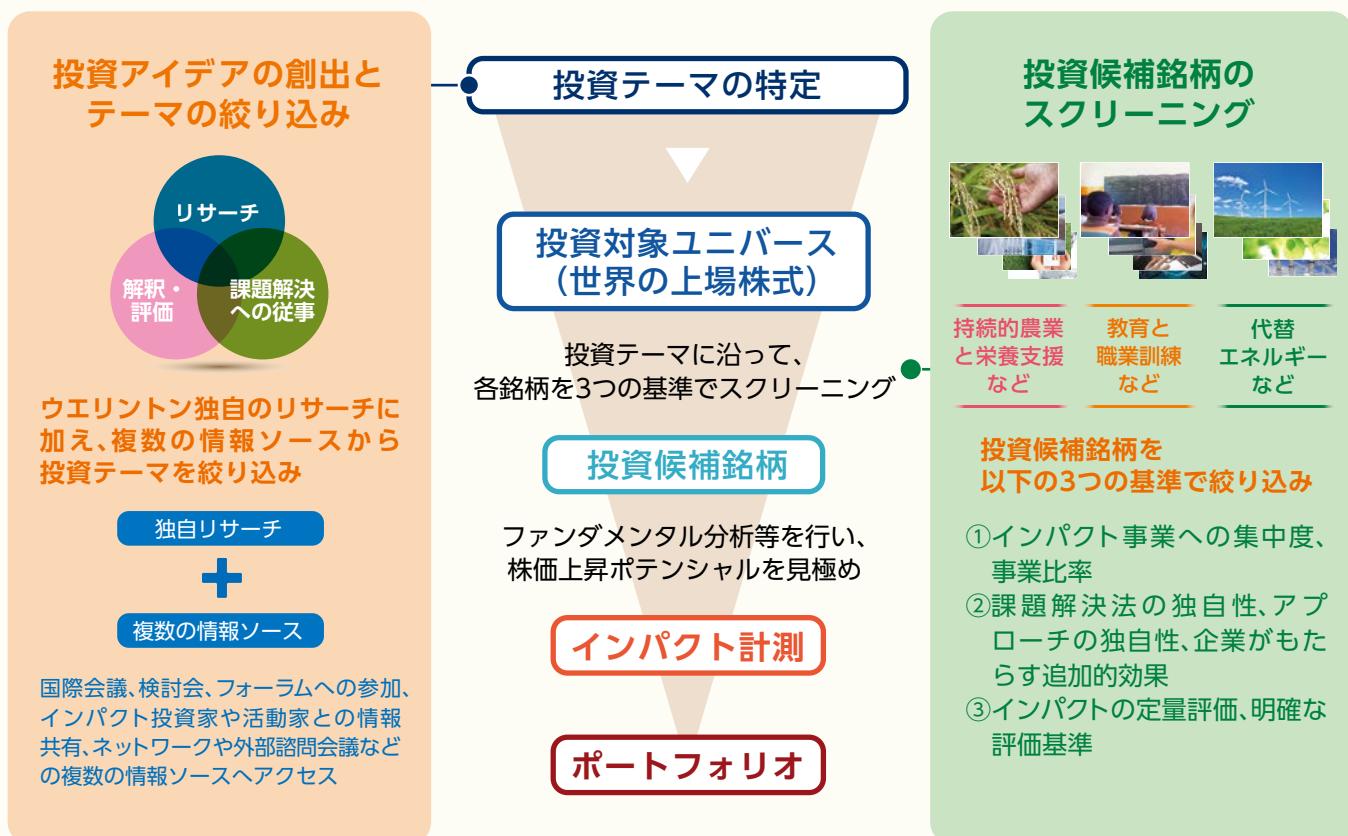
(注) 2021年12月末現在、運用資産残高は1米ドル=115.155円で円換算

■ウエリントン・マネージメントは国連の責任投資原則(PRI)、PRI格付声明、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)、国連の持続可能な開発目標(SDGs)、さらに各地域や世界のガバナンス・コードに署名しています。

■ウエリントン・マネージメントはESG(環境・社会・ガバナンス)の視点をすべての資産クラスの運用プロセスで組み込んでいます。

[運用プロセス]

■マザーファンドの実質的な運用は、ウエリントン・マネージメントが間接的に100%出資するウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー(所在地:米国マサチューセッツ州ボストン)が行います。



※上記の運用プロセスは2022年2月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)ウエリントン・マネージメントのデータを基に委託会社作成

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- 年2回(原則として毎年2月および8月の10日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配を行います。
 - 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
 - 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の上昇分を勘案して分配を行います。

分配金に関する留意事項

5

ファンドの目的・特色

ファンドで分配金が
支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

基準価額の変動要因



- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

株価変動に伴うリスク…株式の価格の下落は、基準価額の下落要因です

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。



為替リスク…円高は基準価額の下落要因です

当ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

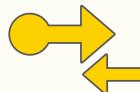
- 政治体制の変化
- 社会不安の高まり
- 他国との外交関係の悪化
- 海外からの投資に対する規制
- 海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。



信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。



流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件で取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

その他の留意点

- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
- これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

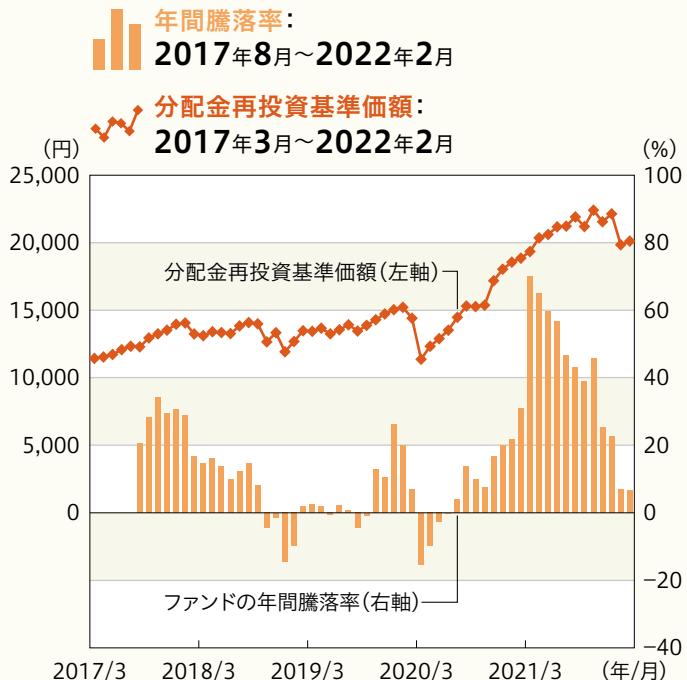
コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較



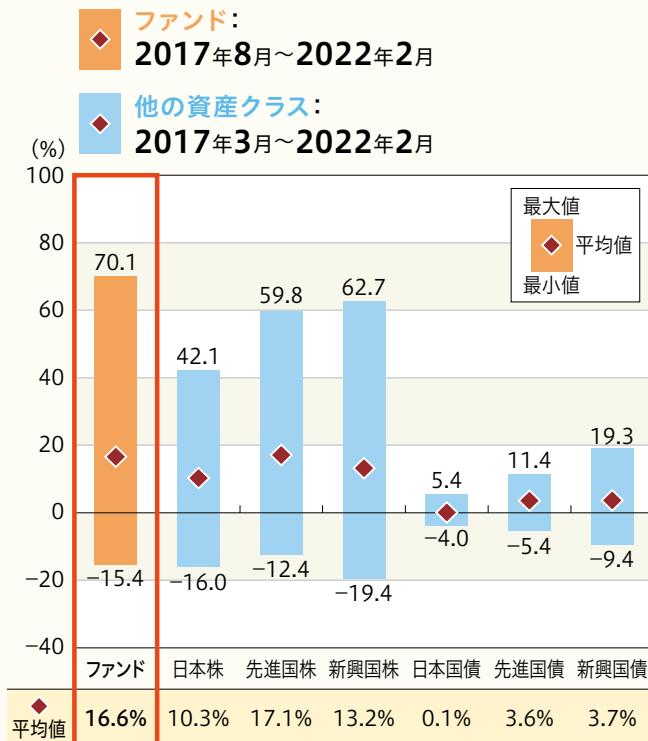
[ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移]

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



[ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較]

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指標

日本 株	TOPIX(配当込み)	株式会社JPX 総研または株式会社JPX 総研の関連会社が算出、公表する指標で、日本の株式を対象としています。
先進 国 株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した指標で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新 興 国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した指標で、新興国の株式を対象としています。
日本 国 債	NOMURA-BPI(国債)	野村證券株式会社が公表する指標で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC により運営されている指標で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新 興 国 債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P. Morganが算出、公表する指標で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指標に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指標の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成績等に関して一切責任を負いません。

運用実績

基準日:2022年2月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



分配の推移

決算期	分配金
2022年2月	0円
2021年8月	300円
2021年2月	700円
2020年8月	0円
2020年2月	300円
設定来累計	4,250円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

主要な資産の状況

■世界インパクト投資ファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.22
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	世界インパクト投資 マザーファンド	100.22

■世界インパクト投資マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	45.11
	オランダ	4.31
	フランス	3.52
	南アフリカ	3.02
	台湾	2.93
	イギリス	2.30
	その他	29.38
投資証券	アメリカ	6.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.73
合計(純資産総額)		100.00

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

運用実績

基準日:2022年2月28日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

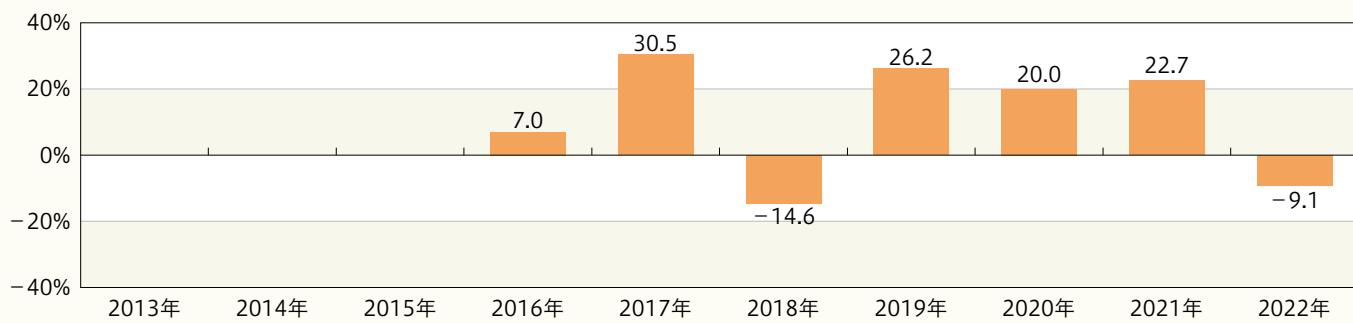
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	BOSTON SCIENTIFIC CORP	ヘルスケア機器・サービス	2.99
アメリカ	株式	DANAHER CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.68
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	—	2.42
オランダ	株式	KONINKLIJKE DSM NV	素材	2.37
アメリカ	株式	GLOBE LIFE INC	保険	2.33
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	2.32
アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	—	2.18
スペイン	株式	ACCIONA SA	公益事業	2.16
ジャージー	株式	MIMECAST LTD	ソフトウェア・サービス	2.16
アメリカ	株式	WABTEC CORP	資本財	2.13

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間收益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの收益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの收益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2016年のファンドの收益率は、ファンドの設定日(2016年8月26日)から年末までの騰落率を表示しています。

※2022年のファンドの收益率は、年初から2022年2月28日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

10

運用
実績

お申込みメモ



購入時

購入単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換金単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

申込関連

申込締切時間	原則として、午後3時までに購入・換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	2022年4月28日から2022年11月7日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申込不可日	以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 <ul style="list-style-type: none"> ● ニューヨーク証券取引所の休業日 ● 英国証券取引所の休業日 ● ニューヨークの銀行の休業日 ● ロンドンの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

決算日・収益分配

決算日	毎年2月、8月の10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ



その他

信託期間 2036年8月12日まで(2016年8月26日設定)

以下の場合には、繰上償還をすることがあります。

- 繰上償還**
- 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき
 - 残存口数が10億口を下回ることとなったとき
 - その他やむを得ない事情が発生したとき

信託金の限度額 2,000億円

公 告 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp>)に掲載します。

運用報告書 決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

基準価額の照会方法 ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「世インパクト」として掲載されます。

課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。なお、販売会社によっては、各制度での取扱い対象としない場合があります。
- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※上記は、2022年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金



■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜き3.0%) を上限 として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に年1.98% (税抜き1.80%)の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p><運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th><th>料率</th><th>役務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td><td>年1.05%</td><td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>年0.70%</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>年0.05%</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr> </tbody> </table> <p>※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。</p> <p>※委託会社の報酬には、世界インパクト投資マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先への報酬(当該マザーファンドの組入評価額に対して年0.65%以内)が含まれております。</p>				支払先	料率	役務の内容	委託会社	年1.05%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価	販売会社	年0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容														
委託会社	年1.05%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価														
販売会社	年0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価														
受託会社	年0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価														

その他の費用・手数料	<p>以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監査法人等に支払われるファンドの監査費用 ●有価証券の売買時に発生する売買委託手数料 ●資産を外国で保管する場合の費用 等 <p>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> <p>※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。</p>		
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
-----------------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
-----------------	----------------------------------------------

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。

また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度 NISA

未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA

対象となる 投資信託	公募株式投資信託	
非課税対象	公募株式投資信託から生じる 配当所得 および 譲渡所得	
利用対象となる方	20歳以上*1 の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)	0~19歳*1 の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)
非課税の期間	最長 5年間 (新規の購入は2023年まで)*2	
利用できる 限度額	120万円 /年 (最大 600万円)	80万円 /年 (最大 400万円)

*1 2023年は成年年齢の引下げにより、NISAは18歳以上、ジュニアNISAは0~17歳になる予定です。

*2 2024年以降、NISA制度が見直しされます。また、ジュニアNISAで新規の購入ができなくなります。

※上記は、2022年2月末現在のものです。



三井住友DSアセットマネジメント